

公 告

書
類
の
送
達
を
受
け
る
者

礒野 史郎 相続人 ゼグラー 明子

上記（別記を含む）の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明ですので、公示送達するため、地方税法第 20 条の 2 及び市税条例第 12 条の規定により、公告します。

なお、上記の者に送達すべき書類は収税第 2 課に保管していますので、お受け取りください。

令和 8 年 7 月 29 日

神戸市市税事務所長